

項目	内容
施設の目的	配偶者のない女子又はこれに準ずる事情にある女子及びその者の監護すべき児童を入所させて、これらの者を保護するとともに、これらの者の自立の促進のためにその生活を支援し、あわせて退所したものについて相談その他の援助を行うことを目的とする施設である。
施設の役割	地域の住民に対して、児童の養育に関する相談に応じ、助言を行うよう努める役割を持つ。 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（DV防止法）第3条の4に定める被害者を一時保護する委託施設としての役割もある。
施設の支援	母親と子どもへのあらゆる人権侵害を許さず、その尊厳を尊重し、生活を守ることを徹底して追求する。
施設の生活支援	母親と子どもが共に入所できる施設の特性を生かしつつ、親子関係の調整、再構築等と退所後の生活の安定を図り、その自立の促進を目的とし、かつ、その私生活を尊重して行わなければならない。 個々の家庭生活や稼働の状況に応じ、就労、家庭生活や子どもの養育に関する相談、助言並びに関係機関との連絡調整を行う等の支援を行わなければならない。 この目的を達成するため、母子生活支援施設は、入所中の個々の母親と子どもについて、その家庭の状況を勘察し、よりよい支援につなげるため母親と子どもの意向を尊重したうえで、自立支援計画を策定しなければならない。
利用対象	未婚や離婚・死別などの配偶者のない女性の他に、DV、児童虐待、夫からの遺棄、夫の行方不明・拘置などにより、夫婦が一緒に住むことができない事情にある女子で、養育すべき児童を有している世帯である。
母親と子どもの年齢等	乳児から18歳に至るまでの子どもを対象としている。また18歳を超えても、必要があると認められる場合は、20歳に達するまで利用を延長することができる。 支援を行うことが特に必要であると認められる妊産婦にあつては、婦人相談所が行う一時保護委託として保護することができる。 母親の年齢は16歳～60歳代と子ども以上に年齢幅が大きい。 母子生活支援施設はこれらの幅広い年齢の多岐にわたる課題を抱える世帯に対して、日常生活支援を中心として「生活の場」であることに軸足を置いた支援を展開する必要がある。

項目	内容	
支援のあり方の基本	基本的な考え方	<p>母子生活支援施設における支援は、<b>母親と子どもの最善の利益を保障</b>するために行われる。それは、<b>暴力や貧困</b>などの危機的な状態から抜け出すだけでなく、母親と子どもが自分の意思で課題と向き合って解決できるよう支え、さらに自身もつ将来の夢や希望、つまり<b>自己実現</b>に向けた途を歩めるよう寄り添うことである。</p> <p>支援におけるかかわりは母親と子どものそれぞれの人格と個性を尊重し、<b>人としての尊厳</b>を重視したものでなければならない。また、様々な支援の局面があるとしても、<b>合理的で計画的な一貫した専門的支援</b>を行う。このことは、支援の効果を高め、それぞれの関係者に対する<b>説明責任を果たす根拠</b>ともなる。さらに<b>コンプライアンスの遵守</b>にもつながる。</p>
	支援のあり方	<p>①生活の場であればこそできる支援 母子生活支援施設は、入所型の施設の特性を生かし、母親と子どもに対して<b>生活の場</b>であればこそできる<b>日常生活支援</b>を提供する。利用者の課題を正しく理解し、必要な支援を高い専門性をもって提供する必要がある。</p> <p>②母親と子どもへの支援を行ううえでの職員の配慮 様々な事由で入所してくる母親と子どもに対しては、<b>入所時には質的にも量的にも最も濃密な支援</b>を必要とする。その後、母親と子どものニーズに即した自立に向けた中、長期の支援を行う配慮が求められる。</p>
	支援を担う人の原則	<p>①母親に対する支援 複合的な生活課題や心理的課題に対して、生活を共にする視点から、母親と子どもの生活の場に身を置き、その立場に立った支援に努めることが求められる。 支援や子どもの育ちにおいて、常に<b>母親と子どものパートナー</b>であることを意識することが求められる。</p> <p>②子どもに対する支援 専門的なかかわりや知識、技法の修得や、子どもと一緒に行動する人、生活に根ざした知恵や感性をもち、ユーモアのセンスのある人、善悪の判断を適切に示し、いざというときに頼りになる人、など<b>子どもに求められる大人像</b>に応える努力が望まれる。</p> <p>③母親と子どもの関係性における支援 ひとつの家族として関係が安定するよう<b>双方の代弁や調整</b>を行い、親子関係の強化、再構築を図っていく。</p>

項 目	内 容	
支援のあり方の基本	支援を担う人の原則	<p>④支援を担う人</p> <p>支援の知識、支援の技術、支援の価値を理解した専門家となることを追求するとともに、「<b>ともに成長しようとする大人</b>」としての存在であることが求められる。</p>
施設の将来像	入所者支援の充実	<p>すべての施設に、<b>人権擁護</b>を基盤とした、母親に対する支援、子どもに対する支援、虐待の防止やDV被害者への支援、児童養護施設等からの子どもの引き取りによる母子再統合への支援、アフターケア、地域支援などの支援機能を充実させていく必要がある。</p>
	広域利用の確保等	<p>DV被害者は、加害者から逃れる等のために遠隔地の施設を利用する必要性が高い場合がある。そのために<b>円滑な広域利用</b>を推進することが重要である。</p> <p>母子生活支援施設の利用のための事務は、母子福祉施策等との連携のため、<b>福祉事務所</b>で行われているが、児童虐待防止やDV被害者保護の役割があることから、<b>児童相談所</b>や<b>配偶者暴力相談支援センター</b>と連携、協働しながら、その支援機能を果たしていくことが重要である。</p>